

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第184号

今回のテーマ「監理団体の許可申請（更新）」について

外国人技能実習機構ホームページに、**監理団体の許可申請に関するお知らせ**が掲載されました。**※更新は、申請期限内に機構に到着が必要です。**下記の「よくあるご質問」をご覧ください。詳しくはこちら⇒<https://www.otit.go.jp/>

お知らせ

2022.08.16 「よくあるご質問（監理団体の許可申請関係）」、「よくあるご質問（監理団体の事業区分変更申請関係）」、「よくある質問（監理団体の許可有効期間更新申請関係）」に、送出機関番号及び整理番号について追加しました。

※整理番号については、監理団体ごとによって通知します。

よくあるご質問（監理団体の許可有効期間更新申請関係）

No.	質問内容	回答
○申請の要否・時期に関するもの		
1-1	監理許可の更新をする場合には、いつまでに申請する必要がありますか。	許可の有効期間が満了する日の6か月前から3か月前までに外国人技能実習機構の本部審査課に申請してください。
1-2	有効期限の3か月前を過ぎると更新申請はできないのでしょうか。	有効期限の3か月前を経過すると、更新申請を行うことはできず、改めて新規許可申請を行うこととなります。 ※許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合、当該許可に係る監理事業を行うことができず、実習実施者や技能実習生など関係者に与える影響も大きいいため、注意が必要です。
1-3	有効期限の3か月前までに有効期間更新申請書を提出することになっていますが、3か月前の日が土日祝日の場合、休み明けに機構に到着すれば問題ないでしょうか。	有効期限が土日祝日である場合、申請期限内の直近の開庁日（12月29日から翌年1月3日まで以外の平日）までに当機構に到着するよう申請していただく必要があります。
1-4	条件が整ったので区分変更の申請を予定していますが、今後控えている更新申請も提出する必要はありますか。	必要書類を整えて速やかに事業区分変更許可申請書を申請してください。その後、事業区分変更申請の審査の状況に応じて、有効期限の3か月前までに有効期間更新申請をしていただく場合がありますので、ご注意ください。
1-5	当組合は現在休止中ですが、来年度中に有効期限を迎えます。更新申請書の提出は必要でしょうか。	休止中であっても次回の有効期間内に再開する予定があれば、別途更新申請書の提出が必要です。

No.	質問内容	回答
1-6	更新申請をしない場合は所定の用紙を郵送するよう機構ホームページに周知されていましたが、他にどのような手続きが必要でしょうか。	更新申請をしない場合は以下①②の順番で手続きをお願いします。 ①速やかに「監理団体許可有効期間更新手続きのお知らせ」の3枚目「監理団体許可有効期間の更新申請を行わない場合はこの用紙を当課まで郵送いただくようお願いします。」について記載の上提出してください。 ②有効期間を更新しないということは監理事業を廃止することになるため、廃止する1ヶ月前までに審査課に対して事業廃止届出書を提出して下さい。 ※監理事業終了後速やかに監理団体許可証及び許可条件通知書を返送すること、また、監理事業終了後も実習生が技能実習の継続を希望している場合は別の監理団体へ転籍（技能実習計画の変更）が必要になります。